

国と東京都の実務者協議会の開催について

平成31年1月25日
 内閣官房長官決裁
 令和元年7月9日
 一部改正
 令和2年7月30日
 一部改正
 令和3年7月15日
 一部改正
 令和3年11月12日
 一部改正
 令和4年7月22日
 一部改正
 令和5年7月25日
 一部改正

- 1 東京の活力の増進により、我が国全体の発展を促進する観点から、国と連携が必要な東京都の重要な施策について、実務者による国と東京都の協議を行うため、国と東京都の実務者協議会（以下「協議会」という。）を開催する。
- 2 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房副長官補（内政担当）

構成員（関係府省庁）

内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局次長
 内閣府大臣官房政策立案総括審議官
 デジタル庁統括官（国民向けサービス担当）
 総務省大臣官房総括審議官
 出入国在留管理庁次長
 財務省大臣官房総括審議官
 厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
 資源エネルギー庁次長
 国土交通省総合政策局長

（東京都）

東京都副知事
 東京都政策企画局長
 東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室長
 東京都総務局長
 東京都財務局長
 東京都デジタルサービス局長
 東京都生活文化スポーツ局長
 東京都都市整備局長
 東京都住宅政策本部長
 東京都環境局長

環境省総合環境政策統括官

東京都福祉局長
東京都産業労働局長
東京都建設局長
東京都港湾局長
東京都下水道局長

- 3 協議会の庶務は、東京都の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。